

発言表 地方創生に関する特別委員会

白石洋一君（立国社）

大臣・副大臣・大臣政務官

○ 北村 国务大臣

○ 亀岡 文部科学副大臣

政府参考人

内閣府 村上 地方創生推進事務局審議官

文部科学省 矢野 大臣官房審議官

厚生労働省 迫井 大臣官房審議官

# テーマ1 休校のお願いとオンライン授業

令和2年4月7日

衆議院地方創生に関する特別委員会議事速報（未定稿）

## 休校のお願いと、同時にオンライン授業を、特に受験のある高校3年生での優先的な早急の導入を！

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山口委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立国社の白石洋一です。

まず、新型コロナウイルスについて、中でも学校について質問したいと思います。

きょう、緊急事態宣言が発せられる。そして、そこに指定された都道府県というのは、当然学校というのは休校になります。

では、地方はどうかということですが、地方は、三月、先月休校が始まって、そのときは突然という感覚はあったんですけども、というのは、その当時はまだ札幌とか大阪ぐらいでしたから、感染者がいるのは。しかし、この一カ月で地方にも随分ふえてきています。ですから、休校をお願いするのは今まさに今月からだと思わなくては。ところが、一旦それを解除して、入学式だとかあるいは学校を始めたりしている地方もあります。これはちょっと逆だと思わなくては。

ぜひ、今月から一番クリティカルな、重要なときですから、地方においても学校の休校をお願い

いしていただきたい。北村大臣も政府対策本部の重要な一員でありますから、地方の声として届けていただきたいというふうに思います。

そして、休校してどうするか。ここで遠隔授業というのが重要になってくると思います。

小中高とあって、その遠隔授業にはやはり規制の問題があるということで、内閣府の規制改革推進会議、これは北村大臣が主宰されています。お手元の資料にも、先週の木曜日に開催された資料を配付資料としてお届けさせていただいておりま

す。この項目を見たら、そんなに大きな岩盤と言えるような規制はないわけです。もうこれは、やるかやらないかです。

では、文科省がやる主体であるのは当然ですが、けれども、そこで何がネックになっているのかというところ、例えば、端末が届いていないとか、タブレット端末を買って一人一台配付しないといけないとか。でも、そんなことを言っていたら、今月くらいよいよ休校をお願いしないといけないことになると到底間に合わないわけです。

そこで、質問といいますかお願いなんです。休校するにしても、オンライン授業をできるようにしていただきたい。

急を要するのは高校三年生だと思わなくては。高校三年生は、今はもう何らかの形で半数以上の方は進学しますから、受験をこの冬やらないといけない。公立、田舎の高校というのは、指導要領どおりに進んでいきますから、今の段階でもまだやらないといけないのは教科書で相当残っているわけです。一方、都会の小中一貫の特に私立高校なん

かは、もう二年生で高校の授業を全部終わっているわけですね。ここで休校ということになると、進学を目指している高校三年生が一番きついなと思わなくては。

それで、このオンライン授業というものを高校三年生に優先的に普及させていただきたい。もうこれは、やるかやらないかです。

タブレット端末は障害になっていません。もう高校生は大体家庭に自分のパソコンを持っているから、あるいは今スマホでも相当な機能があります。ズームだってできるわけです。それでもやっぱりっていく。政府がやらないといけないのは、そのノウハウを特に集中的に伝えていくということなんです。

私もちょっと、ユーチューブとかでどんな感じでオンライン授業をやっているのか見てみたら、小中学校よりも、大学とか大学院でどういうふう

にオンライン授業をしているというのが参考になると思います。そこでは、同時にやりながらチャットで質疑応答をしたり、手を挙げるときには何かランプがついたり、その使い方を高校の三年生の先生が習熟して、もう今月からやるということをお願いしたいんですけれども、文科省、いかがでしょうか。

○亀岡副大臣 今委員の指摘したとおり、学校の臨時休業期間に関しては、生徒が学習を進める際にICTを活用することは有意義であり、既にICT環境整備が進んでいる自治体においては積極的に活用していただきたいと考えております。

今、まさに大学なんかは、積極的に始まっている

るところもあります。今、我々も、高校三年生を含め、臨時休業期間中の生徒が家庭においてもパソコンやタブレットを活用して学習できるように、生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介するポータルサイトの開設、そして、それを開設したことを周知することを徹底しております。各学校で取組を促すために、各地域におけるICTを活用した取組事例等に関する情報のホームページも掲載をしております、これをつかりと活用していただきたいというふうに周知をしているところであります。

文部科学省としては、学校のICT環境の整備を進めるとともに、今後休業が長期化した場合においても、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、遠隔教育の柔軟な運用を含めた家庭教育における学習支援についても検討を加速化していくということを決めておりますので、しっかりとやらせていただきたいと思います。

○白石委員 亀岡副大臣、ぜひ、総論も大事ですし、特に私が言っているのは高校三年生の今月からです、ここを、いろいろ機会はあるでしょうか、力を入れて、学校の先生に協力をお願いして、単位がそれで認められるかどうかというのは後からの話で、高校生は大学進学、自分たちの人生がこのコロナによって負けないということが大事ですので、高校二年生以下は後から挽回できるわけですから、優先順位をつけてお願いしたいと思えます。

次の質問は、入進学の時期です。今は、四月に入学、進学になっています。これ

## テーマ2 入進学を9月に移行すべき！

(20200306厚労委質問をさらに追及)

は私も一カ月前に質問したんですけれども、別の委員会でしたけれども、またやはりいろいろな声が出てきて、東京はもう今月から一カ月、ほかの府県も、特に緊急事態宣言で指定された区域は休校というのが確定されています。ほかのところも、私は休校してほしいというふうに思っています。

であれば、もう五月までですから、そうしたら、あと六月まで休校すれば夏休みですから、夏休みが終わったら、九月から始業すればいい、あるいは入学すればいい。進学、入学を九月にするというところが、私は一つの、今回の、非常なピンチですけれども、それを大きな社会の変革に結びつける機会でもあると思うんです。

それは、今、四月が入学であれば、その試験というのは冬にある。インフルエンザは冬に必ずはやりまします。そうすると不公平が出てくるし、ほかの国は九月が入進学で、そのサイクルが狂っていることによって、日本だけちよつとガラパゴス化しているということもあります。

一カ月前に私がそれを質問したときの答弁というのは、こういうものでした。これは佐々木政務官からでしたけれども、こういった国民生活に与える影響の大きさ、このことを考えますと、さまざまな観点からの慎重な検討をしていくということが重要ではないかというふうに認識しております。ということなんですけれども、今、一カ月たつて、無理に、四月から入学なんです、あるいは進学なんです、四月から入学なんです、あるいはいろいろなハレーションが起こっているわけで、それをもう九月からにするということの方が国民生

活全体においていいんじゃないかというふうに思っていますけれども、文科省、いかがでしょうか。○亀岡副大臣 今委員の言われたように、新学期の考え方は、さまざまな議論が今までにもなされてきました。

今回も、コロナ対策ということの中で、その委員のお話をいただいているんですが、ただ、前提として、四月六日から、二十一時、九時の時点で、国公私立の学校のうちの全体の約六割が学校を再開しております。特に、都会を除くと八割ぐらいが再開をしております。これが一部ということになりますから、全体的な話ではなくなってしまうので非常に厳しいということがあります。

それから、世界の国々の中で約五割が九月というのがありますけれども、それ以外の五割の国々はまたそれぞれの国の事情によって新学期を決めております。

ですから、今までの日本の情勢から考えまして、今までの新学期、この桜の時期にしっかりとやってきたことをここで急に変えることが可能かと言われると、非常に厳しいということがあります。これからの議論の中で、将来にわたっているいろいろな考え方を議論していくことはできると思えますが、今回のコロナの中で学校を急に変えるというふうな議論には至らないと思っております。できる限り、しっかりと子供たちの教育の現場を確保するとともに、先ほど言われたように、単位も柔軟に考えながら、きちんと進学に対応できるように環境をつくっていくということに全力を尽くして

診療報酬も引き上げるべき！

まいりたいと思います。

○白石委員 同じ勉強を二回繰り返しても多少はいいです。やはり、入試が今だんだん目の前に控えているということによって、各校無理して開いているところもありますので、一番目の質問で、特に高校三年生のオンライン授業というところもありましたけれども、それとともに、もうずらしてもいいんじゃないかなということも改めて申し述べさせていただきます。

次の質問です。  
遠隔診療です。これも規制の問題もあるので、北村大臣が主宰されている規制改革推進会議での重要な議題の一つであります。

この遠隔診療によって、今の新型コロナの状況の悪化を緩和するというふうに使えないかというのがあると思うんですね。どんどん物事は動いていますから、私が質問通告したときよりもまた動いていますから、今の遠隔診療についての状況を政府から教えてください。

○迫井政府参考人 御答弁申し上げます。

委員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染が拡大する中において、患者と医療従事者双方の安全、安心を確保する観点から、オンライン診療を含む遠隔医療の活用は重要と考えております。このため、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、二月二十八日及び三月十九日に事務連絡を発出したしております。その内容ですが、慢性疾患等を抱える方について、かかりつけ医等の判断で、電話やオンラインでの診療による継続的な処方や症状の変化に対する処方を可能と

するとともに、感染が拡大した場合において、在宅で療養中の無症状又は軽症の新型コロナウイルス陽性者に対して、診断した医師等が電話やオンラインにより診療することを可能といたしております。

さらに、三月三十一日の経済財政諮問会議におきまして、厚生労働大臣より、新型コロナウイルスを疑う患者に対する初診も含めた診療について、感染拡大のリスクとオンライン診療であることの見逃しあるいは重症化のリスク、これらを比較考量しつつ、どこまでの範囲であれば対応可能か、専門家の意見を聞きながら至急検討を進める旨、御説明をしたところでございます。

また、同会議において総理からも、現状の危機感を踏まえた緊急の対応措置を規制改革推進会議で至急取りまとめるよう指示があったところでございます。

このため、四月二日にオンライン診療に関する検討会を、これは厚生労働省の検討会でございますけれども、開催いたしました。感染症の専門家の方も参考人として呼びをしながら、初診オンラインの診療を行うことについて、感染拡大のリスク、オンライン診療のリスク、これらを比較考量いたしました。御議論いただいたところでございまして、その結果を踏まえて、規制改革推進会議とも議論を重ねていたところでございます。

議員御指摘のとおり、その後、現在、規制改革推進会議での早期の取りまとめに向けて調整を進めているところでございますけれども、感染が拡大し医療機関の受診が困難になりつつあることに

鑑みた特例的な非常時の対応として、初診も含め、希望する患者がオンライン、電話による初診等を受けられる仕組みを早期に整備するという方向で検討を進めているところでございます。

○白石委員 検討を進めているというところが残りましたけれども、整理すると、初診の、初めての診断についての遠隔診療というのはまだ認められていないということで、ここが一つのポイントになってくると思うんです。

場合分けをして、まず第一の場合というのは新型コロナウイルス感染者。この感染者は今、特に東京はふえていて、準備した病床というのが足らなくなってきた。ですから、軽症者、無症状者についてはホテルだとかあるいは自宅ということも有り得る。そういう方々に遠隔診療をするということについての規制上の問題はないわけですね。確認です。

○迫井政府参考人 御答弁申し上げます。

感染症指定医療機関等で診断のついた方、例えば軽度化した方あるいは症状がない方について、病床ではなくほかの、例えば今御指摘がございましたホテル等の施設で療養するということは今後はありません。

御指摘のとおり、そのような場合につきまして、オンライン診療による患者さんへの対応については可能になってくる、あるいは可能であるというところでございます。

○白石委員 愛媛の場合は用意している病床が七十しかなくて、東京の一日分ですので、本当に急激な感染者の拡大になったらすぐパンクしてしま

って、ほかのところにおいてもらわれないといけない。そういう方々に対しては、指定病院の医師による遠隔診療、電話なりスマホなりでの診療ができるということを確認させていただきますが、それでいいわけですね。

それで、風邪だとか軽症だとか、新型コロナウイルス以外の方、あるいは高齢者の持病の方が病院に来ることも、やはりなるべく控えた方がいい。そういう方々についての遠隔診療というのは、初診については認められていない、ただそれは検討している、こういう理解でいいわけですか。

○迫井政府参考人 御答弁申し上げます。

現行あるいはこれまでの運用につきましては、議員御指摘のとおり、全く診察をされていない、対面されていない方についての初診につきましてはオンライン診療を行うことにつきましては、最終的にはやはり対面診療が必要な場合もございますので、オンラインの有用性ももちろんございますけれども、一方で診断の精度の問題もありますので、比較考量いたしまして、従来でございましたらば、やはり初診における対面というのが原則でという運用になってございます。

ただ一方で、先ほど御説明させていただきましたけれども、コロナウイルスが拡大をしつつある現下の状況におきましては、必ずしも診察の機会がなかった、つまり、初診でありましても対面でない方につきましても、一定の診察を行う形でオンライン診療による対応を検討しているところでございます。

ただ、その場合におきましても、やはり診断が

できるかできないかにつきましては医師の判断、責任が伴いますので、そこにつきましては医師が最終的に判断をするということで、初診でございましてオンライン、電話等による対応を進めていきたい、そういうことでございます。

○白石委員 積極的にそれをお願いしたいと思えます。

若い人が外を出歩くということをよく東京都知事がおっしゃいますけれども、若い人が出歩いて受診の仕方というのは、うちの子供もそうですけれども、適当に看板を見つけてそこにぼつと入るといことをやっていますから、そういったことをオンラインで引き受けてくれたら随分と違うと思います。

それともう一つは、せつかく厚労省の責任者の方が来られているので、私もこれを調べていて、新型コロナウイルスの感染の疑いがある人がどういう工程を経て指定病院に行くかというのが、物すごく長いんですね、工程が多いんです。

まず、愛媛県の場合ですけれども、県で統一されているコールセンターに電話して、そしてそこでふるいにかけて、当地の、つまりその圏域の保健所を紹介して、そこには勤務医師もおりますけれども感染症の専門の先生はいないので、一旦紹介を受けたらそこで話を聞いた後、帰国者・接触者外来というところに行く。これは愛媛県でいったら二十二カ所ですね。そこで、さっきおっしゃった初診を受ける、そこでPCR検査の検体をとる、先生の判断でレントゲンを撮る。そうしたら、PCR検査の検体を、保健所の職員が、愛媛県で

一カ所のところに二台あるところに自分で持つていくということなんです。そこで五、六時間がかかって、まあ順番があるでしょうけれども、すぐにいけば五、六時間そこで待って、その後、陽性と出たら、保健所の担当となっている人がアレンジして、県下の一番受け入れてくれる指定病院これは九カ所と、さっきの外來よりも絞られますけれども、そこに紹介するという、非常に工程が長いんですね。

この工程をもっと簡素化していけば、もっとPCR検査も受けられますし、感染者の疑いのある人も負担が減る、あるいは、あっち行ったりこっち行ったりしている間に人にうつしてしまうリスクを減らすことができると思うんです。

この工程管理のところも見ていただきたいんですけど、何かあればお願いします。

○迫井政府参考人 御答弁申し上げます。

事前にはいただいておりませんが、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、患者さんなり一般住民の方が、いろいろな不安や症状を感じられたときにコールセンターにお話をされて、そういったコロナも含めた外來で対応するところにたどり着くまでに時間がかかるといってお話は、御指摘のとおり部分は正直でございます。そういったことも含めて、まず、相談の対応のキャパシティを上げることと、相談から今お話のあった外來に至る時間につきましてもう少し速くできないか、これについても引き続き検討させていただきたいと思っております。

それから、きょうは時間がございませんけれども、PCR検査につきましては、精度の高い検査でありませけれども、一方で、すぐ時間がかかるという問題もあります。これは技術的な側面も少々ございまして、詳細は御説明しませんが、やはりその部分をもう少し改善できないのか、それからキャパシティを上げられないのか、これにつきましては、政府一丸となって、そして関係自治体とも協議をしながら、そういった対応についてはもう少しスピードアップできないか、これは引き続きやらせていただきたいと考えております。

それから、検査で陽性が出たときに、入院に至るまでのステップにまだまだ改善の余地があるという御指摘も私どもとしては認識をいたしております。

病床の確保の問題もございまして、それから、さまざまな重症の方、中等度の方、軽症の方、これらを言ってみればトリアージしながら入院を確保しなければいけませんので、正直、その工程は必ずしも簡単ではないわけですが、そこは、保健所、県行政、そして地域の指定医療機関として、しっかり連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員 ぜひお願いします。これは今、東京都が先行していますので、そこで得たやり方をまさに横展開ということで、これから広がっていく地方への感染に備えていただきたいと思います。次に、スーパーシティ法案について質問します。

#### テーマ4 スーパーシティ法案

事業者との関係、経過は透明に！

まず、事業者との関係についてです。

国家戦略特区ワーキンググループにおいて、地方公共団体が事業者の知見を活用して事業を提案する、これはよくあると思うんです。今提案している五十三地方公共団体というのは、意欲を示すということ、実際の国家戦略特区に指定されるかどうかというのは、まず地方公共団体が提案して、それで政府が区域を決める、幾つか指定するという工程になると思うんですけれども、じゃ、地方公共団体が手を挙げて提案する際、これはなかなか、ITとかあるいはサービスの形態だとか、地方公務員でずっとやってきた人が発想を豊かに提案していくというのは限界がある場合がある、最新の知見じゃないかもしれない。だから、外の人にその知見を頼るといことも十分あると思うんです。

そういった場合、業者さん、事業者というのはどう考えるかという、まず最初はただよということ、いろいろな情報を提供して関係をつくっていく、提案書もこんな形でつくってみましたが、けれども、いかがでしょうかというようなセールスをかけていって、地方公共団体はそれをもとに加加工して内閣府に提案するということがあり得る、十分あり得るというふうに思うんです。

しかし、それをやってしまったら、後から正式に事業者を決める際に、ずっとただで提案として特区指定までつき合ってくれた事業者を切るということがなかなかできなくなるわけです。それを恐れています。

それで、質問なんですけれども、地方公共団体

が政府に特区指定の提案をする際、事業者の知見を活用するのであれば、契約を締結するという形をとらせて、そこで料金が発生するんだったら料金も払って割り切れる関係にし、公開し、透明性の高い形にすべきだと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○北村国務大臣 データ連携基盤整備事業者を始めとする事業者は、スーパーシティエリアの選定の後に設置される区域会議の構成員として公募等により選ばれることとなっております。

エリア選定に向けて提案を作成するに当たりましては、自治体によっては特定の事業者の知見を頼りにする場合もあり得ますけれども、エリア選定の後にスーパーシティの構築に参加するためには、公募等の手続を経て区域会議の構成員となる必要があるわけでございます。

このため、委員御指摘のような、地方公共団体と事業者が契約を締結しなくても、この段階で事業者選定の透明性は必ず担保されることになることと認識いたすものであります。

いずれにいたしましても、スーパーシティ構想の実現に当たりましては、内閣府としても透明なプロセスの確保に万全を期してまいらなければならぬ、こう認識しております。

○白石委員 大臣の答弁というのは、業者が正式に入ってくるのは後からですよ、区域が決まってからですよ、そこでちゃんとやればいいという答弁だったと思いますけれども、私が言っているのは、区域で指定される前の段階が業者の立場、地方公共団体の立場は一番重要で、クリティカルで、

そこで業者が入ってきて関係を深めてしまったら、正式に区域会議で業者を公募するといっても、その業者をもう蹴れないという事情があります。

ですから、区域会議が始まる前の業者との関係についても、政府としては規制をする。もしそこで入ってくるんだったら、契約という関係を結んで、そこで手数料が入るのであれば、提案資料作成料という手数料が必要なのであればお支払いして、正式に業者を決める際は割り切れる形にしておけばいいということなんですけれども、そこに絞った御答弁をお願いしたいと思います。

○村上政府参考人 恐縮でございます。手続に関することでございますので、私から説明をまずさせていただきます。

一つは、後での公募はなかなか切れないんじゃないかという御指摘があったかと思いますが、実は、これはほかの場合もそうなんです、この公募は内閣府自身が事務局となってやります。区域会議の構成員の選定ということではあるんですが、公募事務一切は内閣府の方で取り仕切って行いますので、なかなか自治体が、どのような事前の関係があったとしても、内閣府の方でそこは、いずれにせよフェアな手続で選んでいく、法律のたてつけがそうなっております。

なお、御心配いただいている点は、大変憂慮されるという見方もあると思いますが、実は申請前の段階での自治体の中での取組ということになります。

ちよっと極端に言えば、自治体がどのような形で申請書をつくるかというつくり方について国が

手を突っ込んでしまうような形になりますので、これはなかなかそこを責任分界点上越えていくのが難しいというような状況もございます。

そういう意味では、自治体の方がどのような形で申請書をおつくりになるかは、まずはそれぞれの自治体の方の御判断にお任せをすれば、そのことと後々行われる構成員の公募とは中立的になるよう、公募の事務をつかさどる内閣府の方でしっかりと見てまいりたい、このような運営を考えているところでございます。

○白石委員 先ほど、公募のときは内閣府が仕切るといふ法律上のたてつけになっているということなんですけれども、ちよっと後で確認したいので、その条文は何条なんでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。正式には後ほど御報告をさせていただければと思いますが、法律上は、政令等が規定する手続によりというふうになってございまして、政令の中で、公募によるというふうには、国家戦略特区法の政令に規定されてございます。それが根拠でございまして、詳細も、それからどうして内閣府が事務局をやっているかにつきましても、後ほど別途御報告をさせていただければと思います。

○白石委員 お願いします。

次の質問ですけれども、スーパーシティ事業を実施する際に必要となる標準的な接続仕様、API、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの設計、この設計のために今年度予算で三億円計上されています。その事業者の選定あるいは、その事業者の、恐らく最初は複数あつ

て、議論をし、そして決定していくんだと思うんですけども、その決定の過程、ここはもう明らかに透明性を高くしていけないといけないと思うんですけども、現在の状況を教えてください。

○北村国務大臣 データ連携基盤が持つ機能につきましては、各エリアの先端的サービスの内容に応じて、各エリアの区域計画においてその骨格が定められていくこととなるわけでございます。

また、データ連携基盤を整備する事業者は、現時点では特定の事業者が決定してはおりません。エリアの選定後に、各区域会議の構成員として、公募等のオープンなプロセスによって選ばれることとなるわけでありまして。

さらに、データ連携基盤が他のサービスのプログラムなどとやりとりをする際の接続仕様、いわゆるAPIも、本法令に基づきまして公開することが義務づけられることとなるわけであります。

このように、データ連携基盤は、その内容、事業者あるいは接続の仕様、いずれも十分な透明性を確保した形で検討が行われていくことになることと承知いたしております。

いずれにいたしましても、スーパーシティは、住民目線で、その満足度の向上を図ることを第一に目指すものでございまして、世界じゅうのイノベーションの成果を継続的かつ臨機応変に取り込める状態を維持していく、保持していくことが重要であると考えております。

このように、内閣府も加わった区域会議で、しっかりと透明性を確保しつつ計画案の策定に取り

組んでまいりたい、こう存じております。

○白石委員　まだ本当は更問いをしたいところですけれども、時間が来ましたので終わります。まだまだちよっと時間が足らなかつたということも申し述べさせていただきます。

ありがとうございます。